

地球温暖化対策条例検討専門委員会での検討状況について（報告）

専門委員会委員長 郡 嶋 孝

1 検討経過

本年3月3日に知事の諮問を受けてから、6回にわたって専門委員会の会議を開催
専門委員会として、府民意見の募集（5/19～6/20）やキャンパスエコロジー調査を実施

2 検討内容

(1) 温室効果ガスの排出量（1990年度比）

事務局から、2002年度は－3.5%、2010年度は＋0.6%と推計される旨報告

(2) 温室効果ガスの削減の数値目標

- ・2010年度に1990年度比で10%削減を仮の目標に置いて対策等を検討
- ・数値は、温室効果ガスの排出量を基本に、「京と地球の共生計画」（平成11年）で掲げた目標（温室効果ガス8%削減）や京都市の目標（同10%削減）との整合も考慮

(3) 条例化に当たって配慮すべき事項

ア 削減の数値目標を条例で明確にし、実効性ある条例とすること。

- ・条例での数値目標設定は、都道府県レベルでは全国初（京都市は昨年策定済み）

イ 京都府の特性を活かした条例とすること。

- ・多様な地域性（大都市部と農山村）
- ・豊かな森林資源（府域の75%）
- ・学生や観光客のウェイトが高い
- ・環境関連企業の集積
- ・環境に関する府民の意識が高い

ウ 府民とともに創り、府民とともに取り組む条例とすること。

○プロセスを大切に

- ・府民の意見募集と府地球温暖化防止活動推進センター主催の意見交換会で、合計30人から意見提出
- ・今後も広域振興局単位での意見交換会（7月～8月）や条例骨子（案）に対するパブリックコメント等を予定

○府民が取り組みやすい仕組みを創る

- ・府地球温暖化防止活動推進センターを、府域における温暖化防止活動の中核的支援組織として位置付け
- ・地球温暖化対策地域協議会を、地域における温暖化防止活動を担う実践組織として位置付け
- ・府は市町村の取組を支援（補完的役割）
- ・府、市町村、推進センター、地域協議会、環境保全活動団体、地球温暖化防止活動推進員その他の府民が連携・協働し、取組を推進

3 条例に盛り込むことを検討している主な事項

(1) 温室効果ガスの削減目標

2010年度に1990年度比で10%削減をめざす。

(2) 府による地球温暖化対策

- ・府のすべての政策、施策、事務・事業について、PDCAサイクルの全過程において地球温暖化を防止する観点からの点検等の取組の推進
- ・地球温暖化対策推進計画、実行計画の策定・推進

(3) 地球温暖化対策（主なもの）

<義務化するもの>

○事業活動

- ・大規模事業者及び電気事業者＝温室効果ガス排出量の報告、削減計画の作成、提出

○建築物

- ・大規模建築物＝温室効果ガスの削減計画の作成、提出
- ・大規模建築物＝屋上等の緑化又は自然エネルギーの利用

○自動車交通

- ・アイドリングストップ（運転者＝遵守、大規模駐車場＝周知、事業所＝指導）
- ・大規模運輸事業者＝エコドライブ推進員の設置
- ・自動車販売者＝自動車環境情報の提供、説明員（エコカーマイスター）の設置
- ・大規模事業者＝一定割合以上の低公害車の購入・使用

○電気製品等

- ・家電販売店＝省エネラベルの表示・省エネ説明、説明員（省エネマイスター）の設置

○自然エネルギー

- ・電気事業者＝自然エネルギーの導入・買取

<その他>

○環境教育・環境学習の推進

- ・京都地球環境の日の制定（京都議定書発効日の2月16日）

○森林の保全・整備

○環境産業の育成

○国際環境協力の推進

(4) 条例の推進方策

- 推進体制の整備（地球温暖化対策推進本部の設置、推進センター等各主体の連携・協働）
- 施策の評価・見直し、条例の定期的見直し
- 条例の実効性の確保（勧告・氏名等の公表）

(5) その他

○条例の形式

独立の条例として制定するのが望ましい